(1) 事業名称等

【事業名称】 公民一体で実現する民事信託による

文化財建造物の保全活用モデル

【実施団体】 特定非営利活動法人 うつくしい京都

【事業経費】130万円





本事業でのケーススタディの対象とした登録有形文化財(建造物)吉田家住宅の外観

(2) 事業の目的

- 本事業では、所有者の相続発生という権利的事件を超えて、相続関係のない第三者支援者(NPO法人など)が所有者の意思を引き継ぎ、持続可能性をもって保全及び活用支援できるようにするためのデータ作成や法的及び税務的実務検証を経た手続きスキームを提案する。
- このことは自己の所有する建築物等を自分の死後も地域の ために活用してほしいと願う所有者の願いを実現すると同時に、 地方公共団体等の行政サイドにとっても、どのようなスキーム なら受け皿になれるのかの指針につながるものである。
- また本事業においては、地域の景観や文化の発信源となっている大型京町家等の有する価値についても、建物と所蔵品の調査を通じて客観的な評価を行い、明らかにする。

(3) 事業活動の内容

- 本事業では、京都市の中心、祇園祭の山鉾町に立地している大型京町家である京都生活工藝館無名舎・吉田家住宅(国登録文化財に指定)を対象としてケーススタディを行った。
- そして、ケーススタディで得られた知見を基に、
- ①建物と所蔵品の調査を通じて京町家の価値の大きな 部分を占める生活文化の価値を把握
- ②民事信託を採用した承継スキームを作成
- ⇒NPO法人が民事信託において受託者となり維持運営を 行う場合に、自立的な管理運営を可能とする方策を提言

3

(4) 事業の成果

①建物と所蔵品調査

- 建物調査においては、実測調査を踏まえて図面を作成。
- 所蔵品調査においては、京都生活工藝館無名舎・吉田家 住宅に収蔵されている工芸品の目録を作成。



所蔵品調査の様子1



所蔵品調査の様子2

建物と所蔵品が、京町家において歳時記にしたがって営まれる生活文化の中で果たしている役割を明確化できた。



祇園祭の屏風祭りにおいて展示されている所蔵品の様子

②法律・税務に関するスキーム(1)

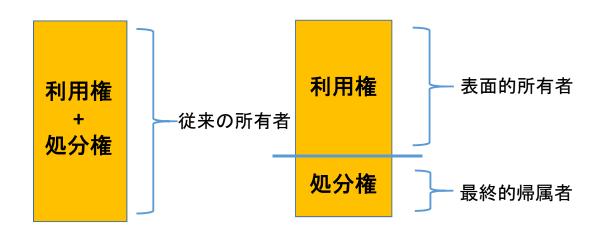
従来、相続関係のある家族間で行ってきた保全価値の高い大型京町家等の不動産における権利承継が困難になっている。

そこで、相続関係を持たない第三者支援者(市民 N P O 等)が、無理なく持続可能性を持って引き継げる権利承継スキームを創造しなければいけない時期が到来した。

このことは、所有者のみならず、地方公共団体にとっても重要な命題ではないだろうか。

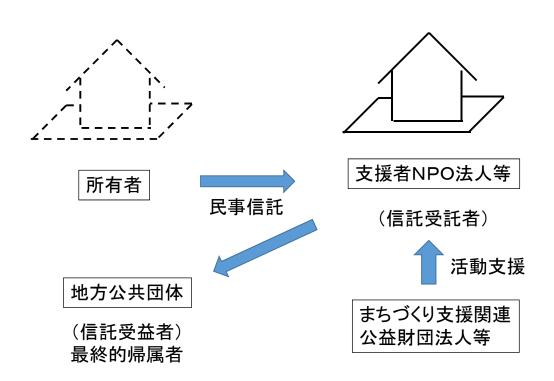
②法律・税務に関するスキーム(2)

所有と利用の分離により 所有者としての役割分担を実現



7

②法律・税務に関するスキーム(3)



(5) 事業実施後の課題

- 単独のNPO法人が運営し、保全活用できる文化財建造物はごく少数である。できるだけ多くの大型京町家を、そこで営まれてきた生活文化の価値も含めて、次世代に伝えていくためには、NPO法人同士の連携が重要となる。
- ・京都地域創造基金等の中間支援団体とも協力し、ファンドレイジングも含めた事業運営に関するノウハウの蓄積を行い、積極的にNPO間の交流を促進していくことが課題である。
- ・法律・税務に関するスキームについては、地方公共団体との調整を進め、根拠のよりしっかりとした京町家保存・活用のスキームへと発展させていくことが課題である。

9

(6) 今後の展開

- 自立的な管理運営を継続的に安定して行っていくためには、 京町家の見学・イベントへの参加⇒京町家に魅力を感じ るファン層の開拓⇒保全・改修活動への協力⇒より多くの 見学者・参加者、という好循環を実現することが重要
- そのためには何よりも<u>京町家の価値</u>を伝える活動が必要
- 直接の収益にはつながらない、京町家の価値を広く知って もらうための<u>文化発信事業</u>をより充実させていく
- 町家の生活文化について学ぶセミナーの開催、および次世代を担う子ども達を対象とした、京町家での生活体験事業を実施していきたい。そして、将来的には、宿泊を伴う京町家生活体験についても受け入れを検討してく。